

改正

平成28年3月18日規則第16号

つがる市企業誘致条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、つがる市企業誘致条例（平成19年つがる市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請)

**第2条** 条例第4条第1項の規定により申請しようとする者は、指定企業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書又は住民票の抄本
- (2) 法人にあっては、定款又は規約
- (3) 土地及び建物の登記事項証明書
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の写し
- (5) 位置図
- (6) 建物の配置図及び各階ごとの平面図
- (7) 不動産及び重要な動産の取得に係る契約書の写し
- (8) 新規雇用従業者の確認できる就労者名簿、雇用保険証の写し及び住民票の写し（ただし、住民票については、本籍の記載は必要ないものとする。）
- (9) 投下固定資産の総額の明細書及びそれを証する書類の写し
- (10) その他市長が必要とする書類

(指定書の交付)

**第3条** 市長は、前条の規定による申請があった場合、条例第3条の規定に基づきこれを審査し、適当と認めるときは、企業に対し指定書（様式第2号）を交付するものとする。

(変更の届出)

**第4条** 前条の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に第2条に係る申請内容から変更が生じたときは、当該事実があった日から30日以内に市長に対し指定申請変更届（様式第3号）を提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、指定企業はその変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない

ない。

(操業の開始届)

**第5条** 指定企業は、当該事業所の操業開始日から30日以内に市長に対し操業開始届(様式第4号)を提出しなければならない。

(奨励金等の交付申請)

**第6条** 条例第5条から第7条に規定する奨励金(以下「奨励金」という。)の交付を受けようとする指定企業は、次の表の左欄に掲げる申請書に同表右欄の書類を添付し市長に申請しなければならない。

申請書	添付する書類
用地取得奨励金交付申請書(様式第5号)	(1) 土地の購入代金の全額の支払を明らかにする書類 (2) その他市長が必要と認める書類
事業所設置奨励金交付申請書(様式第6号)	(1) 決算報告に関する書類 (2) その他市長が必要と認める書類
緑地設置奨励金交付申請書(様式第7号)	(1) 緑地設置に係る事業実績報告書 (2) その他市長が必要と認める書類

(奨励金等の決定通知書)

**第7条** 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請が適当と認めたとき、指定企業に対して次に掲げる決定通知書を交付するものとする。ただし、奨励金において1,000円に満たない端数が生じた場合には、それを切り捨てる。

- (1) 用地取得奨励金交付申請にあつては、用地取得奨励金交付決定通知書(様式第8号)
- (2) 事業所設置奨励金交付申請にあつては、事業所設置奨励金交付決定通知書(様式第9号)
- (3) 緑地設置奨励金交付申請にあつては、緑地設置奨励金交付決定通知書(様式第10号)

(奨励金の請求)

**第8条** 奨励金の交付決定を受けた指定企業は、交付年度内に奨励金請求書(様式第11号)を市長に対し提出しなければならない。

(操業休止等の届出)

**第9条** 指定企業は、操業を休止又は廃止若しくはこれと同様の状態に至ったときには、速やかに書面でその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消等の通知)

**第10条** 市長は、条例第8条の規定により、指定の取消し又は奨励措置の停止若しくは取消しをしたときは、指定等取消（停止）通知書（様式第12号）により指定企業に対し通知するものとする。

(奨励金等の返還)

**第11条** 市長は、指定企業の指定を取消したときは、既に交付した奨励金については期限を定めてその返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

**第12条** 市長は、指定企業に対し必要に応じて報告を求め又は調査することができる。

(委任)

**第13条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 つがる市工場誘致奨励条例施行規則（平成17年つがる市規則第139号）は、廃止する。

#### 附 則（平成28年3月18日規則第16号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

つがる市長 様

所在地  
名称  
代表者名

指定申請書

つがる市企業誘致条例施行規則第2条の規定に基づき申請します。

1 企業立地計画の概要

所在地						
名称						
業種及び事業概要						
規模	土地	㎡		建物	㎡	
事業費	千円					
工事期間	着工	年	月	完成	年	日
操業開始日	年 月 日					
従業員数	合計	人	男子	人	女子	人

2 添付書類

- (1) 法人の登記事項証明書又は住民票の抄本
- (2) 法人にあっては、定款又は規約
- (3) 土地及び建物の登記事項証明書
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の写し
- (5) 位置図
- (6) 建物の配置図及び各階ごとの平面図
- (7) 不動産及び重要な動産の取得に係る契約書の写し
- (8) 新規雇用従業者の確認できる、就労者名簿、雇用保険証の写し及び住民票の写し  
（ただし、住民票については、本籍の記載は必要ないものとする。）
- (9) 投下固定資産の総額の明細書
- (10) その他市長が必要とする書類

様式第2号（第3条関係）

指定番号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者名 様

指定書

年 月 日付けの指定申請について、つがる市企業誘致条例施行規則第3条の規定に基づき、指定する。

つがる市長 印

つがる市長 様

所在地  
名称  
代表者名

㊟

指定申請変更届

指定申請の内容を 年 月 日付けで変更したいので、つがる市企業誘致条例施行規則第4条の規定に基づき指定申請変更届を提出します。

		変更前	変更後
所在地			
名称			
業種及び事業概要			
規模	土地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
事業費		千円	千円
期間 工事	着工	年 月	年 月
	完成	年 月	年 月
操業開始日		年 月 日	年 月 日
従業員数	合計	人	人
	男子	人	人
	女子	人	人

- 1 添付書類  
変更を証する書類

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

つがる市長 様

所在地  
名称  
代表者名

㊟

操業開始届

年 月 日付けで操業を開始したので、つがる市企業誘致条例施行規則第5条の規定に基づき届け出ます。

つがる市長 様

所在地  
名称  
代表者名

㊦

用地取得奨励金交付申請書

奨励金の交付について、つがる市企業誘致条例施行規則第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

奨励金の種類	交付申請額	積算の内容
用地取得奨励金		

1 添付書類

- (1) 土地の購入代金の全額の支払いを明らかにする書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

つがる市長 様

所在地  
名称  
代表者名



事業所設置奨励金交付申請書

奨励金の交付について、つがる市企業誘致条例施行規則第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

奨励金の種類	交付申請額	積算の内容
事業所設置奨励金		

1 添付書類

- (1) 決算報告に関する書類
- (2) 課税状況照会に関する同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

つがる市長 様

所在地  
名称  
代表者名

㊦

緑地設置奨励金交付申請書

奨励金の交付について、つがる市企業誘致条例施行規則第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

奨励金の種類	交付申請額	積算の内容
緑地設置奨励金		

1 添付書類

- (1) 緑地設置に係る事業実績に関する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第7条関係）

記号番号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者名

様

つがる市長

印

用地取得奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった用地取得奨励金についてつがる市企業誘致条例施行規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 用地取得奨励金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付年度 \_\_\_\_\_ 年度

所在地  
名称  
代表者名

様

つがる市長

印

事業所設置奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業所設置奨励金についてつがる市企業誘致条例施行規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 事業所設置奨励金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付年度 \_\_\_\_\_ 年度

様式第10号（第7条関係）

記号番号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者名

様

つがる市長

印

緑地設置奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった緑地設置奨励金についてつがる市企業誘致条例施行規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 緑地設置奨励金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付年度 \_\_\_\_\_ 年度

様式第11号（第8条関係）

年 月 日

つがる市長 様

所在地  
名称  
代表者名

印

奨励金請求書

金 \_\_\_\_\_ 円也

年 月 日付け、（記号番号）で交付決定の通知のあった奨励金について、つがる市企業誘致条例施行規則第8条の規定に基づき、上記金額を請求します。

所在地  
名称  
代表者名

様

つがる市長

印

指定等取消（停止）通知書

年 月 日付け、（指定番号）で通知した指定について、つがる市企業誘致条例第8条に該当するため、次のとおり指定等取消（停止）することに決定したので、つがる市企業誘致条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

1 取消（停止）内容

教示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、つがる市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 取消訴訟について

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、つがる市を被告として（訴訟においてつがる市を代表する者はつがる市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。